

◎ 建物の解体・撤去支援制度受付開始

◎ 住宅再建等に係る相談会の開催について

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年6月3日 発行
 <編集と発行>
 西原村役場 企画商工課
 TEL: 279-3111
 〒861-2402
 西原村大字小森3259

被災建物の解体・撤去支援制度の受付を開始します

6月7日(火) から被災建物の解体・撤去支援制度の受付を開始します。

解体・撤去支援制度は、熊本地震により「全壊、大規模半壊又は半壊した建物」の解体・撤去を村が行うもので、すでに自主的に解体・撤去を行った方についても対象となる場合があります。

なお、申請に際しては、建物の共同所有者や抵当権者等の同意書が必要になります。必要な様式等については、裏面をご参照ください。

様式等については、役場窓口に置いているほか、西原村ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。

対象となる被災建物及び構造物

- (1) リ災証明書において、「全壊、大規模半壊又は半壊」の判定を受けた住家
- (2) 付属屋(納屋・作業場)、事務所等、個人及び中小企業が所有する建物については、客観的に「半壊」以上と判定できるもの
- (3) 空家及び貸家については、リ災証明に準じて判定した結果「半壊」以上と判定されたもの

※ 貸家の場合は、入居者の同意が必要

- (4) 構造物(擁壁等)については、倒壊して道路をふさいでいたり、隣地の家屋に倒れているなど生活環境上の支障が生じる恐れがあるもの

※ 修復して再利用すると所有者が判断したものについて、リフォームにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため対象外となります。

<< 生活支援制度受付期間一覧 >>

<< 解体・撤去支援制度の地区別受付日程一覧 >>

| 生活支援制度名 | 受付期間 |
|----------------|--------------------------------|
| 被災建物の解体・撤去支援制度 | 平成28年6月7日(火)から |
| 被災者生活再建支援金 | 受付中 |
| 西原村罹災手当金 | |
| 住宅の応急修理制度 | |
| 災害援護資金貸付 | |
| 災害義援金配分 | |
| 仮設住宅制度 | 受付中 ~ 平成28年6月5日(日)まで |
| みなし仮設住宅制度 | 受付中 |

| 日程 | 受付地区 |
|-------------------|---------------------|
| 6月7日(火) | 小森東 (風当、畑、美晴台) |
| 6月8日(水) | 小森東 (袴野、桑鶴、大切畑) |
| 6月9日(木) | 布田 (北向・新屋敷、化粧塚) |
| 6月10日(金) | 布田 (上布田、下布田) |
| 6月11日(土) | 小森西 (万徳、名ヶ迫、前鶴) |
| 6月12日(日) | 小森西 (下小森、新所、緑ヶ丘、西原) |
| 6月13日(月) | 烏子、宮山 |
| 6月14日(火) | 河原 (谷、上あげ、下あげ) |
| 6月15日(水) | 高遊 |
| 6月16日(木)以降、地区指定なし | |

※ 受付日は原則として地区によって異なります。

受付時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時

※裏面にもお知らせがあります

解体・撤去支援制度利用に当たって必要な書類

これから解体・撤去をする場合

- ・ 印鑑（認印で可）
- ・ リ災証明書（写しで可）
- ・ 同意書等（抵当権者・借家入居者等）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 本人確認資料（自動車運転免許証等）
- ・ 委任状（本人又は同居家族以外が申請する場合）
- ・ 被災写真（被災の状況が判定できる写真）

すでに自主解体した場合

- ・ 印鑑（認印で可）
- ・ リ災証明書（写しで可）
- ・ 施工金額を確認できる書類の原本（領収書、請求書等）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 本人確認資料（自動車運転免許証等）
- ・ 委任状（本人又は同居家族以外が申請する場合）
- ・ 解体前・解体中・解体後の写真
（写真がない場合は業者作成の解体証明書）
- ・ 預金通帳等の写し

生活、住宅再建に係る融資等の相談会を実施します

熊本地震で被災した方を対象として、グリーンコープ生協くまもと様及び住宅金融支援機構様のご協力により、生活再建に向けた家計相談や住宅再建等に向けた融資の相談会を開催します。皆さま是非お気軽にご利用ください。

【開催日時】

平成28年6月11日（土）～ 6月12日（日）

相談受付時間 午前9時～ 午後4時

【場所】

西原村生涯学習センター「山河の館」2階 大研修室

軽自動車税の納期延長及び減免について

平成28年熊本地震の影響を考慮して、軽自動車税の納期を次のとおり延長します。

| 通常納期 | 延長後納期 |
|-----------------|------------------|
| 平成28年4月11日～5月2日 | 平成28年4月11日～8月31日 |

なお、身体障がい者の方等の減免申請受付期間についても、8月31日（水）まで延長します。

また、被害を受けた軽自動車の税の減免について以下のとおり実施しますので対象の方は平成28年8月31日（水）までに申請をお願いします。

| 減免の対象 | 減免の要件 | 必要書類 |
|---|--|---|
| 平成28年4月14日以降に地震で被害を受けた軽自動車に係る平成28年度の軽自動車税 | 軽自動車（二輪車、農耕車等も含む）が 使用不能の場合で、平成29年3月31日までに廃車をすること。 | ① 軽自動車税災害減免申請書 ② ナンバープレートが分かる被災軽自動車の写真 <small>※ 危険で写真が撮影できない場合は、被災証明書等を添付</small> ③ 車検証の写し ④ 申請者の運転免許証 ⑤ 印鑑（認め印可） ⑥ 軽自動車納税通知書等 ⑦ 預金通帳等の写し <small>※ 納付済みで還付となる場合</small> |

※ すでに軽自動車税を納付されている方については、減免決定後に還付となります。

村営水道料金について

今般発生した熊本地震により長期にわたる断水等が発生し、利用者の皆様へ多大なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

村営水道の水道料金については、4、5月分の水道料金の請求は行いません。

また、9月請求分までは水道使用量がないメーターに関しては、基本料金を減免し、料金の請求は行いませんので、閉栓手続き等がお済みでない場合は8月末までに手続きをお願いします。

ご不明な点等ございましたら
西原村役場までお尋ねください。

TEL: 279-3111